

「令和6年度横浜市産前産後ヘルパー及び育児支援ヘルパー派遣等業務の受託者募集」に関する質問票

設計書等に関する質問について

受託希望者は、設計書等に関する質問があり、回答を求める場合には、次のとおり取り扱うこととします。

- 1 質問の方法
この質問票に記入し、期限までにEメールで送付してください。回答予定日までに回答します。
なお、この方法によらない質問には、回答しません。
- 2 期限
令和6年1月25日(木) 正午まで
- 3 送付先
横浜市子ども青少年局地域子育て支援課 親子保健担当 遅(kd-oyakohoken@city.yokohama.jp)
電話 045(671)2455(直通)
- 4 回答予定日
令和6年1月31日(水) 17:00
- 5 注意事項
(1)本件は、令和6年度予算が横浜市会において議決されることが条件となります。
(2)受託申込み後、当該募集要項等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

No.	資料名	ページ	番号等	質問	回答
1	横浜市 産前産後ヘルパー 派遣事業実施要綱	8頁	別表3	産前産後の委託料に変更がないのに失望しました。横浜市の子育て支援を軽視する行政の姿勢が読み取れます。当事業所だけでなく今の報酬では経営としてやれない事業所は多々あると思います。ヘルパーの給与は国をあげて賃上げを呼び掛けているなかで、どうやってヘルパーを確保するのか、考えがあるのであれば教えて頂きたい。 委託料からは、ヘルパーの研修費、ヘルプ先までの往復交通費、保険料、事務管理費、さらにヘルパーを手配していても利用者からのキャンセルなど全て事業所負担となっています。現在は、利用者からの要請には、ヘルパー交通費が1000円くらいまでは、できる限り対応しようと努力してきましたが、これ以上産前産後で事業を赤字にしてまで継続することには無理があります。今後、依頼を受けることができる産前産後は、利用者宅までの交通費が往復で500円以内の方に絞り受けることにしたいと考えます。地域子育て支援課の回答は、木で鼻をくくったような「設計書の通りです」の一言しか返ってこないのは分かっていますが、もう少し、現場の実情を知ろうとする努力はあっても良いと思います。	委託料及び委託業務の実施区域については、要綱及び仕様書に記載の通りとなります。なお、いただいたご意見は、今後の事業運営を検討する際の参考とさせていただきます。
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					